

上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金交付規則をここに公布する。

令和8年8月3日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市規則第51号

上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふるさと上越応援寄附金により、本市へ寄附をした市外在住者に対する謝礼等（以下「謝礼等」という。）を通じて本市の魅力を発信するとともに、地域経済の活性化につなげるため、謝礼等を取り扱うふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者（以下「提供事業者」という。）に対し、予算の範囲内で交付する上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「謝礼等」とは、本市の魅力発信及び地域経済の活性化につながる要素を有する商品等で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内において生産されたもの。ただし、流通構造上、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在することが避けられない場合は、この限りでない。
- (2) 市内において謝礼等の原材料の主要な部分が生産されたもの
- (3) 市内において謝礼等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの
- (4) 本市の広報を目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市独自の謝礼等であることが明白なものの
- (5) 前各号に該当する謝礼等と、当該謝礼等に関連するものとを合わせて提供するものであって、当該謝礼等が主要な部分を占めるもの
- (6) 市内で提供される役務（サービスをいう。以下同じ。）その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度に関連性のあるもの
- (7) 本市が近隣の他の市町村と共同で本市内及び他の市町村内において、前各号のいずれかに該当するものを共通の謝礼等とするもの
- (8) 新潟県（以下「県」という。）が本市及び県内の複数の市町村と連携し、連携する市町村内において、前各号のいずれかに該当するものを県及び当該市町村の共通の謝礼等

とするもの

- (9) 第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準（平成31年総務省告示第179号）第5条第8号ハの規定に基づき、県がふるさと納税に関する地域資源として認定したもの

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 謝礼等の新たな開発及び普及促進を行う事業
- (2) 既存の謝礼等の改良及び普及促進を行う事業
- (3) 謝礼等の魅力向上及び普及促進に関する事業（謝礼等の新たな開発又は改良を伴わないものに限る。）

（補助対象者等）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市長が別に定める方法により提供事業者として登録の決定を受けている者又は登録の決定を受けようとする者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に規定する事業を行う者にあつては、開発を行った商品等について市長が別に定める方法により謝礼等として登録手続を行うものとする。

（登録）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助対象者としての登録を受けなければならない。

（登録申請等）

第6条 前条の規定により登録を受けようとする者は、上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金補助対象者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) 見積書の写しその他第9条第1項に規定する補助対象経費の内訳が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、補助対象者の登録の可否を決定したときは、上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金補助対

決定
象者登録 通知書（第3号様式）により通知するものとする。
却下

（登録事項の変更等）

第7条 前条第2項の規定により登録の決定を受けた者は、事業内容、事業費その他申請した事項に変更があったとき又は登録を取り下げようとするときは、上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金補助対象者登録 変更 届出書（第4号様式）に変更 取下げ した事実を確認することができる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、第4条に規定する補助対象者の要件を満たさないことが明らかとなったときは、補助対象者としての登録を取り消すことができる。

（補助対象経費）

第9条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県等から補助金等を受ける経費は、補助対象経費としない。

（補助金の額等）

第10条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を限度とする。

2 前項の場合において、第3条第1号又は第2号に該当する事業にあっては、補助対象事業の成果物を謝礼等とする寄附受付の開始日から当該日が属する年度の2月末までの間において、当該謝礼等に係る寄附受入額があるときは、補助対象経費から20万円を控除した額（当該額が零を下回る場合は零とする。）に4分の3を乗じて得た額と、当該寄附受入額の合計額に10パーセントを乗じて得た額のいずれか少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とし、40万円を限度とする。）を同項の規定により算出された補助金の額に加算するものとする。

（交付申請等）

第11条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、第6条第2項の規定による登録のあった日の属する年度の3月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 写真その他補助対象事業の実施内容を確認することができる書類
- (2) 領収書その他補助対象経費の支払を証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金交付決定通知却下書（第6号様式）により通知するものとする。

（決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合で、既に補助金の支払が完了しているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した備品のうち市長が定めるものを、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する額を市に納入したとき、補助金の交付の目的及び当該備品の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	補助対象事業の内容
報 償 費	謝礼等の開発又は改良に関する指導等の専門家に支払う謝金
旅 費	謝礼等の開発又は改良に関する指導等の専門家に支払う旅費又は謝礼等のPRイベント等に出展するための旅費
需 用 費	謝礼等サンプルの包装材、容器等の購入費
印 刷 製 本 費	段ボール、容器、包装紙、シール、チラシ等の印刷費
手 数 料	食味コンクール等への出品、各種許認可の取得、成分分析、検査等

	に要する経費
委 託 料	パッケージデザイン、試作品等の外注加工、サムネイル用の商品撮影等の委託料に要する経費
使 用 料 及 び 賃 借 料	謝礼等を製造し、又は原材料を保管する際に必要な備品の使用料及び賃借料に要する経費
原 材 料 費	試作品に使用する原材料の購入に要する経費
備 品 購 入 費	謝礼等を製造し、又は原材料を保管する際に必要な備品の購入に要する経費
そ の 他	その他補助対象事業の実施のため市長が特に必要と認める経費

第1号様式（第6条関係）

上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金補助対象者登録申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金の補助対象者として登録したいので、関係書類を添えて申請します。

1 登録申請者

住 所（所在地）	〒
団 体 名 及 び 代表者役職・氏名	
担 当 者 部 署 ・ 役 職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

2 事業概要

事 業 の 目 的 及 び 内 容	別紙事業計画書のとおり
開発又は改良を する謝礼等の 名 称	
事 業 費	円 (うち補助対象事業費 円)
添 付 書 類	(1) 上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金事業計画書（第2号様式） (2) 見積書の写しその他補助対象経費の内訳が分かる書類

3 誓約・同意事項（□にレ点を記入してください。）

☐ 市税の滞納がないことを確認するため、 等を閲覧することを承諾します。	課の職員が納税状況に関する公簿
☐ 本事業を活用して新たに開発する商品等について、謝礼等として登録することを誓約します。	
（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約） (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。 (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。 (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の補助対象者の登録若しくは交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。 ☐ 上記について誓約します。	

第2号様式（第6条関係）

上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金事業計画書

登録申請者名

1 申請者の区分

いずれかの該当する□にレ点を記入してください。

- | |
|--|
| ☐ 謝礼等の新たな開発及び普及促進を行う事業 |
| ☐ 既存の謝礼等の改良及び普及促進を行う事業 |
| ☐ 謝礼等の魅力向上及び普及促進に関する事業（謝礼等の開発又は改良を伴わないものに限る。） |

2 目的及び内容

開発又は改良をする商品等の概要及び取組の内容を具体的に記載してください。

--

3 期待する効果

--

4 実施スケジュール

事業着手日：	年	月	日
事業完了予定日：	年	月	日

5 事業費内訳

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満を切り捨てとし、10万円を限度とする。）を算定する際の事業費内訳を記載してください。

補助 対象 経費	収入		支出		
	区分	金額	事業区分	金額	説明
	自己資金額	円		円	
	市補助金 （見込額）	円		円	
		円		円	
		円		円	
	計	円	計	円	

※事業の区分ごとに積算根拠を証する書類（見積書の写し）を添付すること。

上記のほか、上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金交付規則第3条第1号又は第2号に該当する事業にあつては、補助対象事業の成果物を謝礼等とする寄附受付の開始日から2月末までの間において、当該謝礼等に係る寄附受入額があるときは、補助対象経費から20万円を控除した額に4分の3を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合は零とする。）と、当該寄附受入額の合計額に10%を乗じて得た額のいずれか少ない方の額（1,000円未満を切り捨てとし、40万円を限度とする。）を加算した額を市補助金（見込額）とする。

第3号様式（第6条関係）

上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金補助対象者登録^{決定}通知書_{却下}

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供
事業者支援補助金補助対象者の登録について、次の^{と お り 決 定}したので通知し
ます。_{理由により申請を却下}

決 定	登 録 番 号	第 号
却 下	理 由	

第4号様式（第7条関係）

上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金補助対象者登録
変更届出書
取下げ

（宛先）上越市長

年 月 日

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表名）

登 録 番 号 第 号

年 月 日付けで決定のあった上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供
事業者支援補助金の補助対象者としての登録について、次のとおり
変更
取下げ
します。

☐ 変更 ☐ 取下げの理由及び内容	
添 付 書 類	

第5号様式（第11条関係）

上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

住 所 （所在地）	〒		
団体名及び 代表者役職・ 氏 名			
登 録 番 号	第 号		
事 業 完 了 日	年 月 日		
交 付 申 請 額 (A) + (B)	円		
同 算 基 上 出 礎	(A)	補助対象経費×2分の1 (1,000円未満切捨て) 【上限額10万円】	円
	(B)	上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金交付規則第3条第1号又は第2号に該当する事業にあっては、補助対象事業の成果物を謝礼等とする寄附受付の開始日から2月末までの間において寄附受入額がある場合、①と②のうちいずれか低い方の金額 (1,000円未満切捨て) ①(補助対象経費－20万円※)×4分の3 ②寄附受入額の10% 【上限額40万円】 ※当該額が零を下回る場合は零とする。	円

事業費内訳					
	区分	予算額	決算額	説明	
収入	市補助金	円	円		
	自己資金	円	円		
		円	円		
	計	円	円		
支出		円	円		
		円	円		
		円	円		
		円	円		
		円	円		
	計	円	円		
収支差引額		円			
事業効果					
添付書類	(1) 写真その他補助対象事業の実施内容を確認することができる書類 (2) 領収書その他補助対象経費の支払を証する書類の写し				

振込先口座情報 ※申請者名義の口座に限る。									
金融機関名					支店名				
預金種目	普通・当座				口座番号				
フリガナ									
口座名義									

第 6 号様式（第 1 1 条関係）

上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金交付
決定
通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 .

年 月 日付けで交付申請のあった上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等
と お り 決 定
提供事業者支援補助金について、次の したので通知します。
理由により申請を却下

決 定	交 付 決 定 額	円
	交 付 条 件	
却 下	理 由	